

井原市立井原市民病院入院患者面会規程

（目的）

第1条 本規程は、井原市立井原市民病院（以下「当院」という）における入院患者の療養生活の質の向上、および尊厳の保持、ならびに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し基本的な事項を定めることを目的とする。

（面会者）

第2条 面会ができる者は、原則として以下の者とする。

（1）高校生以上の方

（面会時間）

第3条 面会時間は、曜日（土・日・祝日を含む）を問わず、13時00分から19時00分までとする。ただし、感染症の流行状況、その他病院管理上やむを得ない事情がある場合は、予告なく面会時間を変更することができる。

（人数・時間制限）

第4条 面会人数や時間制限は設けない。ただし、主治医は、入院患者の病状を鑑みて、面会人数及び時間制限を設定することができる。

（遵守事項）

第5条 面会者は、当院職員の指示に従うとともに次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないように努めること。
- （2）入院患者や職員に対して迷惑となる行為（暴言、暴力、ハラスメント等）を行わないこと。
- （3）酒気帯びの面会はしない、病院敷地内での喫煙、飲酒、その他公序良俗に反する行為は行わないこと。
- （4）病棟内での飲食は禁止とする。
- （5）入退室時の手指衛生（アルコール消毒等）を徹底すること。
- （6）発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合は面会を控えること。

（例外運用）

第6条 下記の様な特別の事情がある場合において、主治医または病棟等の責任者は、本規程の制限によらない面会を認めることができる。

- （1）急変などによる当院からの緊急招請
- （2）治療、療養に関わる事象における来院依頼（手術、検査などの待機、立会、病状説明など）
- （3）療養上特別な配慮を要する場合（終末期、退院調整業務など）

(制限・中止)

第7条 下記の場合は、予告なく面会制限又は中止とすることができる。

- (1) 主治医が入院患者の病状を鑑みて、医学的見地から面会を行う事が不適切と判断した場合
- (2) 入院患者が入院している病棟で感染症の集団発生が起きた場合
- (3) 感染症の流行状況や病院管理上の必要があると判断した場合

(周知方法)

第8条 本規程の内容は、当院ホームページ等を通じて、入院患者や面会者等へ周知する。

附則

本規程は、令和8年6月1日より施行する。

令和8年7月1日改定